

公的病院から私的病院まで拡大  
持続可能な救急医療体制構築を支える

# 「特別交付税制度」 ドキュメント



## 議案を議会へ上程

当該制度は、地方自治体が総務省への申請期日までに市町村議会で予算決議をすることが必須となります。申請することで財源の措置がなされるため、助成要件を委員会にて審議していただく方法は大きく3つあります。いずれの方法による場合であっても、自治体の協力は不可欠です。

### 自治体担当者により上程する方法

この方法は、当該制度に限らず通常、議案はどのように自治体担当者が議案をまとめ、首長が上程します。病院等に対する制度を活用する場合のみならず、あらゆる案件においてこの方法が最も簡単であり最も妥当な方法です。

この方法の一番のメリットは、後述する他の方法と異なり、自治体と病院との関係性を悪化させないという点です。その一方で、最終的な決定は自治体担当者の自主的な判断に任せることになり、助成に至らないというケースもあります。

### 病院から陳情書を議会へ提出する方法

この場合、必ずしも議会に上程されるわけではなく、まずは議会の各派閥の幹事長会議に提出され、重要と認められれば、上記と同様に担当者(最終的に首長)が議案を上程します。

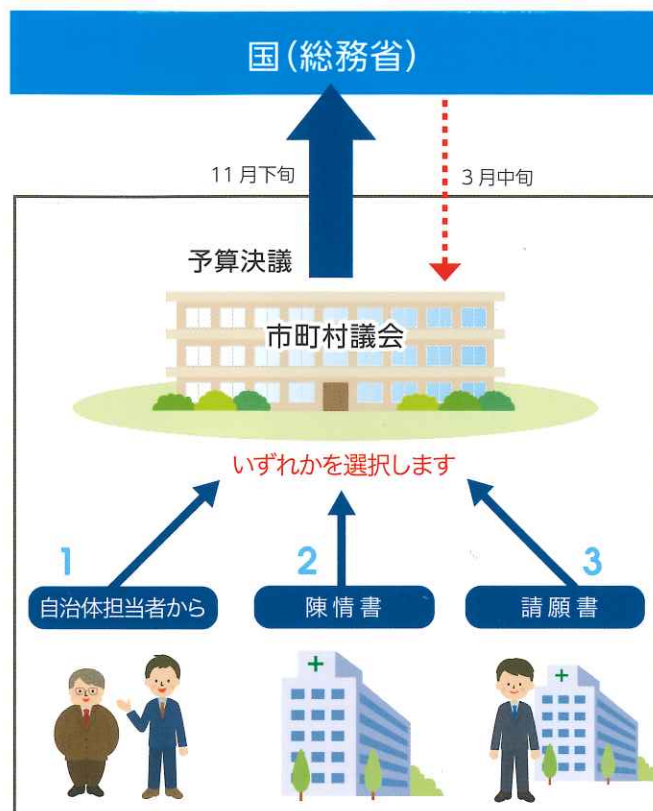
この方法は確実に議員(各派閥の幹事長)までは届きますが、制度の詳しい内容が伝わらず、結論が出ないまま継続審議とされることがあります。

議員への陳情の場合、医療や財政の情報の収集や各派閥間の調整が難しく、そこで話し合いが止まってしまうことがあるからです。

### 病院からの請願書を議会へ提出する方法

この場合、必ず議会に上程されます。ただし、請願書は1名以上の紹介議員を必要とし、署名または記名押印が必要となります。

この方法は、確実に議案として議会に上程されますが、前述の通り1名以上の議員の署名が必要となり、また当該議員が当該議案の全責任を負い、議会にて議案の概要の説明や質疑応答の答弁をすることとなります。そのため、病院のおかれた状況や制度を理解し、協力してくれる議員が不可欠となります。



## 制度の普及の障害となっている3つの要因

### 制度の管轄

通常病院や医師会等医療機関の情報網は厚生労働省ですが、この制度の管轄は総務省ということで制度の認識がないままとなっている場合もあります。

### 制度の性格

特別交付税制度は要件を満たしたとしても、自治体が活用する意思表示をする必要があり、地方行政の運営の中で行なわれるため活用に地域差が生じてしまうことです。

### 申請方法

特別交付税制度の申請は各自治体が総務省に申請することで財源の措置がなされるため、病院から直接申請することができません。手続きの煩雑さが活用の妨げとなっています。

## 今後拡大が期待される 私的二次救急病院への 助成の活用

### 転機は平成28年度の公的病院等への助成に対する改革

私的病院への特別交付税制度の活用の遅れの最大の理由は、助成額のうちの2割が各自治体が負担しなければならなかったことでした。私的病院の特別交付税制度は自治体の負担が大きく、議会での予算成立が困難でした。しかし、平成28年12月の改正で国から10割措置されていた公的病院等の制度に対して、最低でも各自治体が2割、最大で6割の負担とされ、自治体の財政力指数によっては公的病院等への助成のほうが私的病院への助成よりも高くなるため、今後は私的病院への助成の活用が大幅に見込まれていくのではないかと考えます。

### 制度普及の障害要因を克服し、救急医療体制構築の基盤を作る

私的病院救急受入数が全体の7割近くを占めるという現状をふまえ、今後団塊世代が後期高齢者に突入する2025年までに救急医療体制構築の基盤作りは必須です。私的病院への助成の活用は今後数年間、増えることは確実です。しかし、同一の市町村内に2つ以上の公的病院等が存在する場合、利害関係者が複数となり、調整がより一層困難となるケースも出てくる可能性もありますが、同様に救急医療機能を担っているのであれば、公的病院等と私的病院は同じように扱うべきだと思います。

監修



### 栗谷義樹

一般社団法人病院トップマネジメント研究会 会長  
地方独立行政法人山形県酒田市病院機構 理事長  
秋田県生まれ。東北大学医学部を卒業、昭和53年より東北大学医学部第二外科助手、昭和63年より市立酒田病院にて勤務。外科科長、診療部長兼外科科長、病院長と歴任。平成20年4月に山形県・酒田市病院機構理事長に就任。